

地区計画の届出に関する注意事項

1. この届出書は印西市都市建設部都市計画課へ正副2部提出して下さい。
2. この届出書中該当する項目のみに記入、又は○で囲んで下さい。
3. この届出書は、行為着手予定日の30日以上前に提出して下さい。
4. 行為の場所は、市名から番地まで明確に記述して下さい。
5. この届出書に添付する図面等は以下のとおりです。
 - (1) 土地の区画形質の変更
 - ア 案内図 (縮尺1/2, 500程度)
 - イ 位置図……当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域周辺の公共施設の位置関係がわかる図面 (縮尺1/1, 000程度)
 - ウ 設計図……平面図、断面図、求積図など計画内容が計画となる図面 (縮尺1/100程度)
 - (2) 建築物の建築又は工作物の建築(垣、柵及び広告塔、広告板を含む)
 - ア 案内図 (縮尺1/2, 500程度)
 - イ 配置図……敷地内における建築物、工作物及び垣、柵等の位置を表示し、かつ建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面と敷地境界の距離を明確に表示する図面。 (縮尺1/100程度)
 - ウ 平面図・立面図……立面図は二面以上。建築物にあつては各階平面図を添付。
 - ・断面図 垣、さく又は工作物を設ける場合は断面図又は構造図。屋根及び壁面の色彩を記載すること。また、可能な限りマンセル表示とする。(縮尺1/50程度)
 - エ 求積図……土地及び建築物に関する求積図・求積表 (縮尺1/100程度)
 - (3) 建築物等の用途の変更
 - ア 案内図 (縮尺1/2, 500)
 - イ 配置図……敷地内における建築物、工作物及び垣、柵等の位置を表示し、かつ建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面と敷地境界の距離を明確に表示する図面。 (縮尺1/100程度)
 - ウ 平面図・立面図……立面図は二面以上。建築物にあつては各階平面図を添付。
 - ・断面図 垣、さく又は工作物を設ける場合は断面図又は構造図。屋根及び壁面の色彩を記載すること。また、可能な限りマンセル表示とする。(縮尺1/50程度)
 - (4) 当該行為に関する諸証明、許可書、その他参考となるべき事項を記載した図面や書類があれば添付して下さい。
6. 提出された届出書に不明な点や不備があつた場合、届出者(委任を受けた者)に連絡することがあります。
7. 届出者以外の方が届出書の作成又は提出を行う場合は、届出者の委任状を添付して下さい。(委任を受けた者の連絡先を必ず記載して下さい。)
8. 松崎地区地区計画等で、工場の届出をする場合には「工場調書」を添付してください。
9. 危険物を取り扱う建築物の場合には、「危険物調書」を添付してください。